

平成25年度

教育委員会の事務の点検・評価報告書

(平成24年度事務事業対象)

I	教育委員会の事務事業の点検・評価の概要について	
1	事務事業評価とは	P 1
2	南九州市教育委員会における事務事業評価制度	
3	評価対象事務事業について	P 4
II	事務事業の点検・評価の内容及び結果について	P 5
1	評価の観点	
2	観点別評価	
3	評価の結果	
III	教育行政評価委員の意見・提言及び教育委員会の対応	
①	学校施設環境改善交付金事業【教育総務課】	P 7
②	学力向上推進事業【学校教育課】	P 8
③	ふるさと体験学級【社会教育課】	P 10
④	公民館講座内容の充実【中央公民館】	P 11
⑤	図書の充実と読書普及活動【図書館】	P 12
⑥	スポーツ推進委員の資質向上と活動の充実【保健体育課】	P 13
⑦	新学校給食センターの運営等【学校給食センター】	P 14
⑧	こども学芸員活動の充実【文化財課】	P 16
参考資料		
○	南九州市教育委員会教育行政評価委員会設置要綱	P 18
○	南九州市教育委員会教育行政評価委員会委員	P 19

平成25年10月

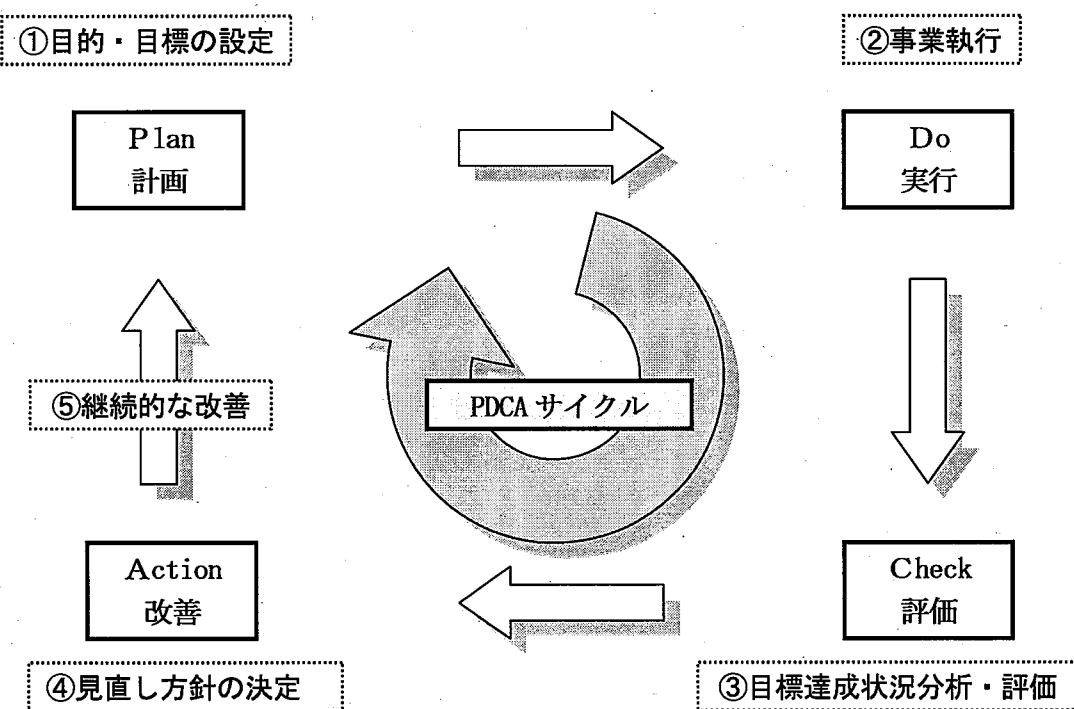
南九州市教育委員会

I 教育委員会の事務事業の点検・評価の概要について

1 事務事業評価とは

事務事業評価は、事業を実施している所管課が事務事業の現状を把握し認識したうえで、目的を達成するために解決すべき課題を発見し、具体的な改善につなげていく取り組みです。

その目的は、これまで政策・施策・事務事業について「計画をし、予算を確保し、事業を執行する」ことで終わり、「執行した結果を評価し、次の計画に反映させる」ことがおろそかになりがちであった行政のサイクルに、評価を導入し、PDCA（Plan 計画 → Do 実行 → Check 点検・評価 → Action 改善）という経営のマネジメントサイクルを確立することにより、事業所管課が事業の成果を組織的、定期的及び客観的に見直し、データに基づく改革・改善を行いやすくするものです。



2 南九州市教育委員会における事務事業評価制度

(1) 制度導入の経緯

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正により、平成 20 年 4 月から、全ての教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することとされました。

また、厳しい財政状況にある本市においては、限られた財源の中で既存事業の徹底した見直しによる事業の改善を行っていかねばならないことから、南九州市教育委員会としても平成 21 年度から事務事業評価制度の導入を行っているものです。

(2) 導入の目的

事務事業評価に関する一連の情報を分かりやすい形で市民に公表することにより、次の事項の実現を図ります。

① 市民に対する行政の説明責任（アカウンタビリティ）の徹底

事業の評価結果を市民に公表することにより、行政の透明性を高め、説明責任の向上を図ります。

② 効率的で質の高い行政の実現

教育行政方針、計画及び予算に基づいて事業を実施するだけでなく、評価・検証し、改善を行うことによって事業の効果を高める、いわゆるマネジメントサイクル（Plan 計画 → Do 実行 → Check 点検・評価 → Action 改善）を確立し、限られた財源や人員を有効に活用します。

③ 成果重視の行政の実現

成果重視を基本に、事業を妥当性、効率性及び有効性などの視点から評価を行い、効率的な行政運営を進めます。

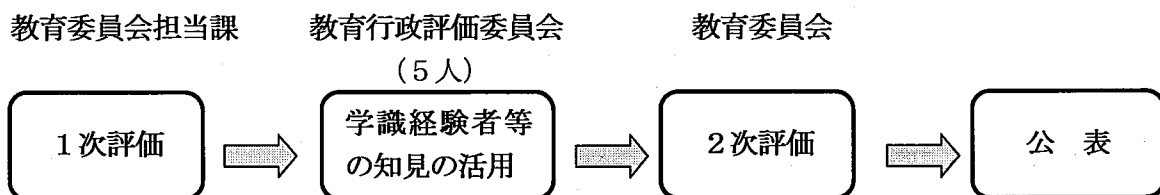
(3) 評価対象事務事業

南九州市総合計画及びそれに基づく南九州市教育行政重点施策の事務事業のうち、平成 24 年度に実施した 8 施策 8 事業について、事後評価します。

(4) 評価のプロセス

事務事業の担当課が自己評価する 1 次評価と教育委員会全体として総合的に評価する 2 次評価の 2 段階で実施します。

また、評価の客観性を確保するため、教育行政評価委員会（学識経験者等）による評価を実施します。



(5) 点検・評価のスケジュール

- 平成 25 年
- 5 月 21 日 ・点検・評価の対象テーマの決定（教育委員会）
 - 6 月 7 日 ・1 次評価の実施（教育委員会事務局）→教育委員への提示
 - 6 月 25 日 ・第 1 回教育行政評価委員会（委嘱状交付，対象事業説明）
 - 7 月 18 日 ・第 2 回教育行政評価委員会（評価委員の意見聴取）
 - 8 月 27 日 ・第 3 回教育行政評価委員会（意見・提言の取りまとめ）
 - 9 月 17 日 ・2 次評価の実施（教育委員会）
 - 10 月 ・市長へ報告，議会へ提出
 - 11 月 ・評価結果の公表（市ホームページ）

(6) 推進体制及び役割

① 1次評価者

評価者は事務事業の担当課長とします。事務事業の量や内容などの把握及び分析結果を踏まえ、妥当性、効率性、有効性について、担当者と十分な議論を行い、問題・課題等を整理しながら評価を行います。

② 2次評価者

評価者は教育委員会とします。2次評価については、1次評価者から当該事務事業に係る問題点や教育行政評価委員の意見等への対応の説明を受けて、教育委員会として適切な評価を行い、翌年度の事業の方向性を整理します。

③ 事務事業の担当課長

1次、2次の評価を受けて、顕在化した課題に対しての改善策を実践します。

④ 教育総務課

事務局として制度の周知や評価の取りまとめ、制度運用の全体調整を行います。

(7) 評価方法

事務事業の執行結果について、活動指標、成果指標、事業コストを用いて「妥当性」、「効率性」及び「有効性」などの観点から評価を行い、今後の事務事業の展開方向を判断します。

【観点別評価の考え方】

観 点	チェック項目
妥 当 性	・ 市民ニーズ・社会情勢に照らして妥当か（ニーズの度合） ・ 上位施策を達成するために必要な事務事業か、現状や成果から考えて、対象と意図は妥当か（目的妥当性の度合） ・ 市が関与しなければならない事務事業か（公共性・公益性の度合）
効 率 性	・ 投入したコスト（事業費・人件費）に見合った効果が得られているか（費用対効果の度合） ・ 効率的な方法で事務事業を実施しているか（同じ経費でもっと効率的な方法はないか） ・ 活動量に対してコストの削減余地がないか（コストを下げる工夫はなされているか）
有 効 性	・ 事務事業の活動量に見合った十分な成果が出ているか（上位施策に対する貢献度はどの程度か） ・ 成果指標値から見て、目標の達成度具合はどの程度か（達成度合） ・ 目的を達成するための手段（実施方法）は有効か（手段の有効度合）

(8) 評価結果の活用

評価の結果を基に、当該年度以降における事務事業の実施にあたっては、改善行動をとり、新規事業の企画や事業の統廃合を含めた見直しを行います。

翌年度予算や組織編成等において、評価結果を踏まえた的確な対応に努めます。

3 評価対象事務事業について

課 名	施 策	事 業 項 目
教育総務課	教育環境の整備・安全対策の充実	① 学校施設環境改善交付金事業
学校教育課	学校教育の充実	② 学力向上推進事業
社会教育課	青少年教育の充実	③ ふるさと体験学級
中央公民館	生涯学習の充実	④ 公民館講座内容の充実
図書館	図書館運営の充実	⑤ 図書の充実と読書普及活動
保健体育課	年代に応じたスポーツ100日運動の推進	⑥ スポーツ推進委員の資質向上と活動の充実
学校給食センター	給食センターの充実	⑦ 新学校給食センターの運営等
文化財課	文化財保護の普及・啓発	⑧ こども学芸員活動の充実

Ⅱ 事務事業の点検・評価の内容及び結果について

1 評価の観点

事務事業の点検・評価は事業の妥当性（市民ニーズ、公共性・公益性）、効率性（費用対効果、コスト削減）、有効性（貢献度、目標の達成度）の観点で行いました。

2 観点別評価

事業名	妥当性	効率性	有効性
③ 学校施設環境改善交付金事業	妥当	概ね効率的	有効
④ 学力向上推進事業	妥当	概ね効率的	課題有り
③ ふるさと体験学級	妥当	概ね効率的	有効
④ 公民館講座内容の充実	妥当	概ね効率的	概ね有効
⑤ 図書の充実と読書普及活動	妥当	効率的	概ね有効
⑥ スポーツ推進委員の資質向上と活動の充実	妥当	概ね効率的	概ね有効
⑦ 新学校給食センターの運営等	妥当	効率的	有効
⑨ こども学芸員活動の充実	妥当	効率的	有効

3 評価の結果

事業名	評価（まとめ、課題等）
① 学校施設環境改善交付金事業	学校施設の安全性の確保及び教育環境の整備については、引き続き進めていただきたい。
② 学力向上推進事業	特に中学校(学力向上プログラム)の充実を図る必要がある。
③ ふるさと体験学級	地域の歴史、産業、伝統工芸、伝統行事を中心に郷土への愛情を持つ青少年の育成に努力して欲しい。
④ 公民館講座内容の充実	生涯学習の課題を明確にし、その解決を図る方策を検討してほしい。
⑤ 図書の充実と読書普及活動	レファレンスサービスについて、市民への啓発を図ることによって、市民の読書量が多くなるのではないかと考える。
⑥ スポーツ推進委員の資質向上と活動の充実	スポーツ推進委員の活動が非常に大きいと思われる。市民との関わりを深める必要がある。

⑦ 新学校給食センターの運営等	最新の厨房機器により，地産地消を重視した「安心・安全」な給食が提供されている。
⑧ こども学芸員活動の充実	コスト削減を進めながら，南九州市の良さを丸ごと味わえる「子ども学芸員活動」をさらに図っていただきたい。

Ⅲ 評価委員の意見・提言及び教育委員会の対応方針

事務事業名 (担当課)	主要事業	意見・提言の内容	教育委員会の対応方針
①教育環境 の整備・安全 対策の充実 (教育総務 課)	学校施設環 境改善交付 金事業	1 学校耐震化について 平成24年度に手蕨小 学校・神殿小学校の耐震 補強工事が完了し、平成 25年度には川辺小学校 の耐震補強工事が計画さ れているとのことである。 学校施設の安全性確保 は重要なことであり、 今後も計画的に整備を実 施していただきたい。 2 学校施設の老朽化対策 について 学校施設の老朽化が進 行するにあたり、施設の 経年劣化・老朽化の状況 把握に努め、教育環境の 充実に係る整備事業の財 源確保と計画的な施設整 備を推進されたい。	1 小・中学校の施設については、平成 25年度において耐震化が必要な全て の校舎及び屋内運動場の耐震化工事が 完了する計画となっております。 2 小・中学校の校舎及び屋内運動場等 の施設については、開校以来大規模な 改修工事を実施していない施設が多 く、日頃の点検等で経年劣化・老朽化 が原因と考えられる箇所について修 繕・改修工事を行い、安全性の確保と 教育環境の充実を図っているところ です。 校舎等の大規模改修工事は、相当な 事業費を要し、市単独事業としての実 施は非常に困難なため、既存の躯体を 活用し、老朽化した内装等を改修する など効率的な整備計画のもとで、国の 補助事業等を活用し、財源の確保と計 画的な施設整備を実施してまいりま す。

Ⅲ 評価委員の意見・提言及び教育委員会の対応方針

事務事業名 (担当課)	主要事業	意見・提言の内容	教育委員会の対応方針
②学校教育 の充実 (学校教育 課)	学力向上推 進事業	1 ICTの活用について ICTなどの教材をフルに活用して分かる授業を進めるために、ICT機器を活用する環境の整備や教職員個人の努力が必要だと考えます。 2 授業や家庭学習の充実等について ① 学力には個人差があるので、個別指導の徹底も不可欠だと思います。 ② 学力向上を図るためには、教職員の指導力向上はもちろん、児童生徒自身についても、予習・復習の習慣付けを図る指導の徹底が望まれます。	ICTを活用した楽しく分かる授業が積極的に実践されるよう、教職員を対象とした研修会を工夫していきます。また、デジタル教科書等の教材を充実し、ICT機器が手軽に活用されるようにしていきます。 また、電子黒板は、高価なため1校1台の設置ですが、近年、大型テレビにアタッチメントを取り付けることで電子黒板の機能を果たす機器も開発されていますので、設置を検討していきたいと考えます。 さらに、教職員の指導力の向上を図るために、ICTの活用事例の発表や情報交換を取り入れるなど、情報教育担当者研修会の内容を工夫・改善します。 ① 個別指導の推進については、授業中や放課後等に時間を設定して、取組をさらに充実させていきます。 ② 本市においては、家庭学習 60・90 運動を推進して家庭学習の時間を確保するとともに、授業とリンクした宿題について指導していきます。

		③ 教科部会等に外部から講師を招へいし、教職員の指導力向上を目指すという方向性は適切であり、ぜひ推進していただきたい。 3 成果指標の設定について ① 成果指標として、各教科の通過率が「県の平均通過率を上回ること」と、「通過率70%を上回ること」の2つの成果指標を設定することについては検討が必要です。 ② 「各学校前年比+3ポイント」など、学校単位の成果を成果指標に組み込むことも有効なのではないかと考えます。	③ 各学校の校内研修に、指導主事が出席できない場合や専門的な知識や技能が必要な場合には、外部指導者に依頼しています。 ① 「県の平均通過率を上回る」ということを前提として、通過率を70%にします。 ② 本市は小規模校が多く、平均値が本来の意味を持たない場合がありますので、慎重に検討する必要がありますと考えております。
--	--	--	--

Ⅲ 評価委員の意見・提言及び教育委員会の対応方針

事務事業名 (担当課)	主要事業	意見・提言の内容	教育委員会の対応方針
③ 青少年教育の充実 (社会教育課)	ふるさと体験学級(茶レンジ隊)	1 体験活動を実施する際の指導者として、経験豊富な高齢者などの活用についても検討してほしい。 2 体験活動の中に海を利用した活動を取り入れてみたらどうか。 3 子どもたち、特に中学生の参加を促すため、広報や魅力ある活動内容の工夫を図る必要があるのではないか。 4 体験活動等の推進に当たっては、他課が実施する似た活動との統合、設定の見直し(送迎要、土曜のみの開催)等、多くの参加者が得られるよう期待している。	1 体験活動の指導者については、高齢者の方も含めて、いろいろな視点から検討して更なる地域人材の活用に努めてまいります。 2 海での体験活動については、安全確保の面から相当数の人員の配置が必要で実施上かなり困難な状況にありますが、磯遊びを取り入れた体験活動等を検討いたします。 3 今後とも、各学校への事業案内用チラシの配布や市の広報誌での活動紹介など、広報活動の工夫と充実を図ってまいります。 また、子どもたちの要望を生かした魅力ある活動の工夫をしてまいります。 4 今後更なる事業内容の充実と効率的な運営等をめざし、関係課・機関と連携してまいります。

I 評価委員の意見・提言及び教育委員会の対応方針

事務事業名 (担当課)	主要事業	意見・提言の内容	教育委員会の対応方針
④生涯学習 の充実 (中央公民館)	公民館講座 内容の充実	1 市民大学については、知覧文化会館で実施されているが、顓娃・川辺での開催についても検討する必要があるか。 2 生涯学習の推進を図るために、学習情報の提供や市民のニーズに応える公民館講座の開催、学習成果の発表機会の提供、地域人材の発掘と指導者の確保に努めてほしい。 また、指導者人材バンクの活用状況はどうか。 3 文化協会の会員数が年々減少し、特に若年者の加入が少なくなっているが、その対策を考えているか。 また、校区文化祭などに出演する演目が少ないので、充実できるよう指導・助言はできないか。	1 知覧町時代に始まった講座で、3町からも出席しやすい場所であるので、今後も知覧町で実施したいと考えています。 2 公民館講座の開設に当たっては、今後とも市民のニーズに応えられる講座の開設に努めてまいります。 また、学習成果の発表については、各町の文化祭等での発表や各文化会館での作品展示等、更に工夫をしてまいります。 人材バンクについては、その活用を図るよう努めてまいります。 3 文化協会の会員数の減少と若者の参加については、文化協会に限らず他団体も同様の課題を抱えていますので、今後、各団体の理事会・役員会等で会員確保の取組について協議してまいります。 校区文化祭の充実、公民館活動の充実と連動しているという観点から、館長・書記研修会等で助言等をしてまいります。

Ⅲ 評価委員の意見・提言及び教育委員会の対応方針

事務事業名 (担当課)	主要事業	意見・提言の内容	教育委員会の対応方針
⑤図書館運営の充実 (図書館)	図書の充実と読書普及活動	1 移動図書館車の利用者増に努めてほしい。 2 利用者増や貸出増のための企画展等の開催や中高生の利用者を増やす取り組みを工夫することもある必要ではないか。	1 移動図書館車の利用は、年々増加傾向にあります。現在、市の広報誌に巡回計画を掲載したり、公民館到着前に市歌を流したりしていますが、更に周知に努めてまいります。 2 季節や年中行事等に合わせた館内設営の工夫、図書の展示コーナーの設置などのテーマ設定による展示、中高生の職場体験学習の受け入れや、ジュニア図書館員体験など、更に工夫をしてまいります。

Ⅲ 評価委員の意見・提言及び教育委員会の対応方針

事務事業名 (担当課)	主要事業	意見・提言の内容	教育委員会の対応方針
⑥年代に応じたスポーツ100日運動の推進 (保健体育課)	スポーツ推進委員の資質向上と活動の充実	1 スポーツ推進委員について スポーツ推進委員は、全ての市民に適應するよう、幅広い年代から選出し、任期についても考慮してもらいたい。 スポーツ基本法に基づいた充実した活動を期待する。 2 市民歌健康体操普及について 速いと感じる動作もあるので、高齢者向けに簡易な動作の2種類作製できないか。 また、各会合での体操実施や市役所での午後のラジオ体操を市民歌健康体操に変えていくなど、継続した普及活動に取り組んではどうか。 3 ニュースポーツについて ニュースポーツの普及は早急に推進してもらいたい。グラウンド・ゴルフやゲートボールは大分普及しているが、他のニュースポーツ、パークゴルフ等の地区内での普及状況はどうか？	1 スポーツ推進委員について スポーツ推進委員は「スポーツ基本法」及び同法に基づく「南九州市スポーツ推進委員に関する規則」により、スポーツ推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、教育委員会が委嘱しています。任期は2年で、顚娃・知覧・川辺のそれぞれの地区から10名ずつ委嘱されています。 また、平成24年度から「総務企画部」「広報部」「研修部」の3つの専門部を設け、いずれかに所属し活動することで、さらなる主体性と積極性を持つようにしました。 2 市民歌健康体操普及について 市民歌健康体操普及に関する主たる活動は平成25年度からの実施になりますが、市内の26の小中学校をスポーツ推進委員が中心になり普及を図ります。市民歌健康体操は体と心を解きほぐし、南九州市民が一体になっていくという動きを随所に取り入れています。異なる動きが続いて、速いと感じるところもありますが、まずは原型の動きを普及したいと考えています。 3 ニュースポーツについて 数多くのニュースポーツの中で、本市で盛んなものはゲートボール・グラウンドゴルフ・ソフトバレーボール・ウォーキング等で、小学生ではドッジビーやペタンク等も行われ、多くの方が体を動かす喜びや仲間との親睦を楽しんでいます。これからも南九州スポーツクラブの出前教室の実施や市内イベントでのニュースポーツ体験コーナーを充実させ、ニュースポーツの普及促進を図りたいと考えています。 パークゴルフは川辺に民間の専用パークゴルフ場があります。

Ⅲ 評価委員の意見・提言及び教育委員会の対応方針

事務事業名 (担当課)	主要事業	意見・提言の内容	教育委員会の対応方針
⑦給食センターの充実 (学校給食センター)	新学校給食センターの運営等	1 新学校給食センターは、調理機器も整っており清潔感もある。 また、事業運営についてもスムーズに行われている。 これからは、食物アレルギーの児童・生徒への対応や地産地消の推進をお願いしたい。 2 給食センターの運営にあたっては、安心・安全な給食の提供はもとより、維持管理費等の効率化も図られていると思う。 今後も、学校給食関係者及び関係機関との連携を密にし、児童・生徒たちの健康保持に努力されたい。 3 学校給食の食材の安全性について、どのような	1 食物アレルギーのある児童生徒については、南九州市の学校給食における食物アレルギー対応マニュアルに基づき、可能な限り除去食・代替食の対応を実施しています。 調理については、給食センター内のアレルギー食調理室で行い、個人名を記入したアレルギー専用ポットで届けています。 地産地消の推進については、南さつま農協の協力により個人納入生産者を組織化し、生産者部会を発足させ農産物の安定納入を実現しています。 また、その他の登録納入業者に対しても南九州市産及び県内産を指定し、安心・安全な食材の調達に努めています。 2 給食センターの効率的な運営及び安心安全な給食を提供するために、調理配送業務委託業者である(株)東洋食品と月1回のミーティングを実施し、危機管理体制の強化に努めています。 また、各学校の給食担当者と毎日情報交換を行うなどして安全に給食提供ができるよう随時対応しております。 また、給食センター運営委員会を年3回、給食担当者会を年2回開催するなどして学校・関係機関との連携を図っています。 3 食材の検査等については、目視で確認するとともに、衛生管理上

		審査等を行っているのか お尋ねしたい。（農薬使用基準，残留農薬基準等に照らして）	から搬入時に生産地，納入時間，品温測定，消費期限等を記録し，検体用の保存食をとった上で，2週間冷凍庫で保管をしています。残留農薬の関係については，当センターの衛生保守管理業務委託契約の中で，年1回，1検体の食品残留農薬検査を実施しています。その他，毎日提供している牛乳は鹿児島県酪農乳業（株）が検査を実施しており，また，学校給食会の冷凍食品共通選定品についても学校給食会において残留農薬検査を1学期ごとに実施しています。 なお，食品衛生法に基づく農産物の残留農薬検査については，国内に流通する食品は都道府県等において，輸入時は国の検疫所において年度毎に監視指導計画を定めて検査を実施しています。
--	--	---	---

Ⅲ 評価委員の意見・提言及び教育委員会の対応方針

事務事業名 (担当課)	主要事業	意見・提言の内容	教育委員会の対応方針
⑧文化財保護の普及・啓発 (文化財課)	こども学芸員活動の充実	1 こども学芸員と茶レンジ隊の参加者に重複している者がいるのか。 2 中学生の参加者はいるのか。 3 保護者の参加者とは 外部の方を活用すべき 4 「こども学芸員」と「ふるさと体験学習茶レンジ隊」と活動内容がやや似ているが、目的が「博物館の役割や地域の歴史や文化、文化財に興味を持つ」となっているため、社会教育課との連携を図り、可能であれば重複する内容を無くすように努めていただき、中身によっては合同で実施し連帯感を促すのも改善策の一つだと思います。 参加した児童・生徒には	1 平成 24 年度の実績で、子ども学芸員の参加者 21 人のうち、茶レンジ隊の活動に 4 人が 1 回、1 人が 2 回参加しています。 2 平成 24 年度については、21 人の申込者の中で、1 人の参加がありました。 3 平成 23 年度までは、原則保護者と一緒の活動をお願いしていましたが、参加者の減少が見られたため、平成 24 年度からは保護者については送迎のみで自由参加としました。 地域の歴史・文化・文化財についての 2 活動については、文化財課学芸員を講師として実施しており、残りの 3 活動については、有識者を中心に外部からの講師を予算の範囲内で依頼しています。 4 それぞれの活動目的は異なるところですが、社会教育課所管のふるさと体験学級と活動内容や時期が重複しないよう、年度初めに調整を行っているところです。また、ふるさと体験学級活動にも文化財課学芸員が講師として参加する等連携を図っているところです。 「こども学芸員」活動は、多くの子どもたちに参加してもらうために、年 5 回の活動の中で楽しみながら地域の歴史や文化・文化財に興味を持ってもらうように「知る・作る・文化財・伝統文化・食」をテーマに活動内容を決定しているところです。

		この目的に興味を持って参加していると思うので、地域の伝統や文化、文化財等に触れる学習機会に接する子供たちにとって大変有意義なことであり、市内の文化財を深く知る学習が不可欠と思います。 齋藤彦松梵字資料館、田ノ神様、古陣跡なども学習の計画に取り入れて、こども学芸員の特色を出してほしいです。 また、齋藤彦松梵字資料館については、指定管理者による管理・運営がなされているとのことですが、貴重な資料があるにもかかわらず来館者が少ないので、資料館収蔵の貴重な資料を含め、施設の活性化、利活用策を検討していただきたい。	今後においても目的に沿った魅力ある活動内容となるよう努めてまいります。 齋藤彦松梵字資料室は、指定管理者制度で受付事務員を配置していないことから常時施錠されており、観覧したい場合は管理事務所に行かなければならない状況であることから、入館者向けに管理事務所の連絡先を掲示するとともに、展示品のリニューアルを図り館の充実を図ってまいります。 また、貴重な梵字の資料等についても、ミュージアム知覧の特別企画展での活用やこども学芸員の活動の一コマ等に活用するとともに、ミュージアム知覧の常設展示室のリニューアルをする際に展示スペースを設けるなどして活用を図ってまいります。
--	--	---	---

○ 南九州市教育委員会教育行政評価委員会設置要綱

平成21年 2月17日
教育委員会告示第3号

(設置)

第1条 南九州市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うにあたり、透明性及び客観性を確保するため、南九州市教育委員会教育行政評価委員会(以下「評価委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 評価委員会は、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について、外部の視点から評価を行い、教育委員会に評価結果を報告する。

(組織)

第3条 評価委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、教育に関し識見を有する者の中から、教育委員会が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日の属する年度の末日までとする。

2 委員は再任されることができる。

3 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 評価委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する者をもって充てる。

4 委員長は、会務を総理し、評価委員会を代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 評価委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が召集し、委員長が会議の議長となる。

2 評価委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 評価委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴取し、又は必要な資料等の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 評価委員会の庶務は、教育委員会事務局教育総務課において処理する。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、評価委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が評価委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

○ 南九州市教育委員会教育行政評価委員会委員

自 平成 25 年 6 月 1 日

【任期】 1 年 至 平成 26 年 3 月 31 日

職 名	選出区分	氏 名	備 考
委 員	教育関係	小屋敷 浩昭	川辺高等学校校長
委 員	青少年育成関係	青矢 順子	市内小・中学校子連代表
委 員	文化関係	取違 徳子	南九州市文化協会代表
委 員	体育関係	大久保 久通	南九州市体育協会代表
委 員	企業関係	川畑 義行	南九州市商工会顧問

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（昭和 31 年 6 月 30 日制定 法律第 162 号）
（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第27条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第 1 項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第 3 項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当っては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

（平成 19 年 6 月 27 日一部改正）

（平成 20 年 4 月 1 日施行）